

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県日出町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>① 申請書や届け出書に関する確認 ② 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③ 保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④ 被保険者の資格記録の管理 ⑤ 受給者及び給付実績の管理 ⑥ 保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦ 保険者事務共同処理業務</p> <p>※当町では、⑦について、大分県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、「受給者異動連絡票(訂正時には、訂正連絡票)」により個人番号を提供している。</p>
③システムの名称	<p>(1)MCWEL介護保険事務処理システム (2)伝送通信ソフト (3)MICJET番号連携サーバ (4)Acrocity行政基本システム (5)中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表 100の項</p> <p>2. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 12の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項)及び第9号</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、介護福祉課
②所属長の役職名	税務課長、介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>税務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 0977-73-3123 介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 0977-73-3136</p>
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月5日	I.1.②事務の概要	なし	⑦保険者事務共同処理業務	事前	
平成28年1月5日	I.1.③システムの名称	なし	伝送通信ソフト	事前	
平成28年5月6日	I.1.③システムの名称	Tops21介護保険システム、伝送通信ソフト	(1)Tops21-e介護保険システム (2)伝送通信ソフト (3)Tops21-e総合宛名システム (4)Tops21-e共通管理システム (5)中間サーバ	事後	
平成28年5月6日	I.3.法令上の根拠	別表第一 68の項	第9条第1項及び別表第一 68の項	事後	
平成28年5月6日	I.3.法令上の根拠	なし	3.番号法第9条第2項及び日日出行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	事後	
平成28年5月6日	I.4.②法令上の根拠	1.番号法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)12.3.4.5.6.8.11.22.26.30.33.39.42.56.61.62.80.81.87.88.90.94.95.108.109.117.120の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠)第2条、第3条、第6条、第19条、第26条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 93.94の項 ・主務省令第46条、第47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56.61.62.80.81.87.88.90.94.95.97.108.109.117.120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第19条、第26条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 93.94の項 ・主務省令第46条、第47条	事後	
平成28年5月6日	I.5.②所属長	税務課長 脇 英訓、健康増進課長 高倉伸介	税務課長 岡野修一、健康増進課長 利光隆雄	事後	
平成28年12月22日	I.1.②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報等以下の事務で取扱う。 ① 申請書や届出書に関する確認 ② 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③ 保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④ 被保険者の資格記録の管理 ⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥ 保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦ 保険者事務共同処理業務	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報等以下の事務で取扱う。 ① 申請書や届出書に関する確認 ② 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③ 保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④ 被保険者の資格記録の管理 ⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥ 保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦ 保険者事務共同処理業務 ※当町では、⑦について、大分県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、「受給者異動連絡票(訂正時)には、訂正連絡票」により個人番号を提供している。	事後	
平成28年12月22日	I.4.②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1.2.3.4.5.6.8.11.22.26.30.33.39.42.43.56.61.62.80.81.87.88.90.94.95.108.109.117.120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第19条、第26条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 93.94の項 ・主務省令第46条、第47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56.61.62.80.81.87.88.90.94.95.97.108.109.117.120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第19条、第26条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 93.94の項	事後	
平成30年6月12日	I.4.②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・(略) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第19条、第26条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・(略)	(情報提供の根拠) ・(略) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第19条、第26条、第25条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・(略)	事後	
平成30年6月12日	I.5.②所属長の役職名	税務課長 岡野修一、健康増進課長 利光隆雄	税務課長、健康増進課長	事後	
令和1年6月10日	II.1.対象人数	平成28年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II.2.取扱件数	平成28年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IV.リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I.1.③システムの名称	(1)Tops21-e介護保険システム (2)伝送通信ソフト (3)Tops21-e総合宛名システム (4)Tops21-e共通管理システム (5)中間サーバ	(1)MCWEL介護保険事務処理システム (2)伝送通信ソフト (3)MIC-JEIT番号連携サーバ (4)Acrocity行政基本システム (5)中間サーバ	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II.1.対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II.2.取扱件数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I.3.法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年6月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 68の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第50条 3.番号法第9条第2項及び日日出行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 68の項 2.番号法第9条第2項及び日日出行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 12の項	事後	
令和3年7月6日	I.4.②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56.61.62.80.81.87.88.90.94.95.97.108.109.117.120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第19条、第26条、第25条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 93.94の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56.61.62.80.81.87.90.94.97.108.109.120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 93.94の項	事後	
令和3年7月6日	II.1.対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II.2.取扱件数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月24日	I 5. ①部署	税務課、健康増進課	税務課、介護福祉課	事後	
令和4年10月24日	I 5. ②所属長	税務課長、健康増進課長	税務課長、介護福祉課長	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年2月20日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 6Bの項2. 番号法第9条第2項及び日出国行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき(個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 12の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表 100の項 2. 番号法第9条第2項及び日出国行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき(個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 12の項	事後	
令和5年2月20日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第9号及び第9号並びに別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 97, 108, 109, 120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号及び別表第二 93, 94の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項)及び第9号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131, 132の項	事後	
令和5年2月20日	9. 規則第9条第2項の適用				新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	II 1. 対象人数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和5年2月20日	II 2. 取扱者数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和5年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策 当該対策は 十分か【再掲】		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策 判断の根拠		日出町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において最高級のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への変更に伴う追加項目